

令和7年度 飯能市住宅リフォーム事業補助金 対象工事一覧表

【補助対象工事】 住宅リフォーム事業補助金交付要綱第2条(2)(ア)～(エ)に該当する工事をいう。詳細については一覧表を参照のこと。

【補助対象経費】 補助対象工事に要する費用とする。ただし移動や容易に取外し可能な機器または製品の購入・取付などについては対象外とする。また、対象工事に直接関係する費用以外の共通仮設費(交通誘導員・揚重機等の経費など)は対象外とする。

可否 … ○:対象 ×:対象外 △:条件あり

対象工事等		可否	備考
外装工事	屋根の改修、雨樋の設置・改修	○	塗装工事も含む
	外壁の改修	○	塗装工事も含む
	雨戸の設置・交換	○	電動雨戸も対象
	サッシの設置・交換	○	
	既存のウッドデッキ、バルコニー、テラスの改修	△	建物と一体になっていないものは対象外
	玄関ポーチのスロープ、手すりの設置・改修	△	建物と一体になっていないものは対象外
内装工事	内壁・天井の改修	○	
	床板の改修	○	
	畳の改修	○	
	部屋の間取り変更	○	
	建具(ドア、ふすま、障子等)の設置・改修	○	張替も対象
	カーペットの設置・改修	△	床に置くだけのものは対象外
	バリアフリー改修	△	建物と一体になっていないものは対象外
	カーテン・ブラインド等の設置・改修	△	カーテンレール・ボックス等の設置、改修工事のみ対象(カーテン・ブラインド本体は対象外)
建物内の設備工事	システムキッチンの設置・交換	○	
	浴槽、洗面化粧台、便器の設置・改修	○	
	給水・排水・ガス等の配管工事	○	
	給湯機器の設置・改修	○	エコキュート、エネファームの設置含む
	ガスコンロ、電磁調理器の設置・改修	△	システムキッチンと一体(ビルトイン)になっているもののみ対象
	照明器具の設置・交換	△	電気工事を必要としない照明器具の設置は対象外(例) 引掛けシーリングタイプの照明器具の設置は対象外
	家電品(エアコン、AV機器等)の購入・設置	×	
	電話、インターネット、テレビアンテナ、インターホン、防犯システム、火災報知器等の設置・配線工事	×	
	ペレットストーブ・薪ストーブの購入・設置	×	
	浴室暖房(乾燥)機の設置	×	
外構工事	造園工事	×	
	アプローチの改修	×	
	塀・門の設置・改修	×	
	ウッドデッキ、バルコニーの新設	×	庭に単体で設置するようなあずまや等の工事
その他	断熱材充填工事	○	
	土台、基礎工事	○	
	防水工事	○	
	住宅の一部解体費用	△	補助対象工事に係る解体は対象
	離れの住宅・車庫・物置に係る工事	×	
	シロアリ駆除及び防除費用	×	

※ この表にない工事等については、産業振興課に直接ご確認ください。